



新しい施設類型

介護医療院について

尊厳と自立をめざして

平成31年3月1日から

小矢部大家病院

内科34床が医療療養病床から

介護医療院に変わります。

介護医療院とは医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設です。医療がまず優先される病院と、生活介護が主となる介護施設の間に誕生しました。

必要な医療の選択肢、利益、不利益を一緒に考えながら、個々人の希望にそって生活をその人らしく送るためにどうしたらよいか……………？

本人、家族と多職種で相談していくこととなります。

連絡先 : 小矢部大家病院 介護医療院 清水 (0766-67-2002)



Q 病院でないということとは？

治療が終了したらすぐに「退院」ということはありません。

医療法上「在宅」、住まいであるとされていますので、病院からの退院では在宅扱いとなります。

必要な医療の説明を受けとるだけではなく、こんな風に生活したいという意向と多職種の見解を尊重しながら施設サービス計画を立て、合意に基づいて必要な医療並びに日常生活の世話をを行います。

Q 今までの介護施設と違うのは？

高齢者によくおこる誤嚥性肺炎や尿路感染症の治療がスムーズに受けられます。糖尿病のインスリン注射や感染症、抗凝固剤の管理なども可能です。介護医療院にはⅠ型（病院相当）とⅡ型（老人保健施設相当）がありますが、小矢部大家病院はⅠ型です。

Q 費用はどのくらいですか？

保険給付 1 割の方の自己負担目安です。施設療養費については医療費控除が受けられます。

要介護 3・4・5 多床室 10 万円前後
個室 13 万円前後 となります。

Q 看取りもできますか？

できます。ただし本人の意思を尊重する形での ACP（未来ケアプラン）と一緒に創ることが必要です。

Q 自立支援というのは？

状態に応じた自立支援、寝たきり防止のための生活リハビリテーションの提供や誤嚥性肺炎を防止する口腔機能向上や口腔ケアの充実、フレイル進展予防のための栄養状態改善にとりくみます。